

令和6年度第2回山形県健康長寿推進協議会歯科口腔保健委員会

日時：令和6年10月8日（火）15:00～

場所：あこや会館1階ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告・協議事項

(1) 報告事項

- ・障がい児・者の歯科医療提供体制状況調査の結果

(2) 協議事項

- ・第1回委員会の主な御意見と県の対応状況

4 そ の 他

5 閉 会

【 資 料 】 ※ ——— は添付省略

資料1	…障がい児・者の歯科医療提供体制状況調査について
資料2	…障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査結果の概要について（速報）
資料3	…障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査結果の詳細について（速報）
資料4	…第1回委員における主な御意見と県の対応状況
参考資料1	…障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック
参考資料2	…厚生労働省令和7年度概算要求 歯科保健医療施策の概要 全体像
参考資料3	…厚生労働省令和7年度概算要求 歯科保健医療施策の概要 詳細版
参考資料4	…厚生労働省令和7年度概算要求医政局歯科保健課PR資料

令和6年度第2回山形県健康長寿推進協議会歯科口腔保健委員会 出席者名簿

(敬称略)

No.	所 属	職	氏名	備考
1	山形大学医学部附属病院歯科口腔外科	診 療 科 長	石川 恵生	Zoom 16 時前退席
2	一般社団法人山形県歯科医師会	副 会 長	鈴木 基	
3	一般社団法人山形県歯科衛生士会	会 長	佐藤 奈美	
4	一般社団法人山形県歯科技工士会	会 長	櫻井 利浩	
5	一般社団法人山形県医師会	副 会 長	粕川 俊彦	Zoom
6	公益社団法人山形県看護協会	会 長	若月 裕子	
7	一般社団法人山形県薬剤師会	常 務 理 事	丘 龍祥	Zoom
8	一般社団法人山形県介護支援専門員協会	理 事	佐藤 郁子	Zoom
9	一般社団法人山形県言語聴覚士会	副 会 長	沼澤明日美	代理出席 Zoom
10	公益社団法人山形県栄養士会	会 長	柿崎 明美	

【事務局】

11	山形県がん対策・健康長寿日本一推進課	医療統括監	森野 一真	
12		課 長	川井 良子	
13		課 長 補 佐	堀米 政隆	
14		課 長 補 佐	木野 利香	
15		主 査	前原 香織	
16		主 任 主 事	村山 航太	
17		歯科衛生士	菅井 淑恵	

【オブザーバー】

18	一般社団法人山形県歯科医師会	常 務 理 事	坂田 謙	Zoom
19		常 務 理 事	安藤 栄吾	Zoom
20	村山保健所地域健康福祉課			欠席
21	最上保健所地域健康福祉課	主任保健師	村岡 虹花	Zoom
22	置賜保健所保健企画課	主任保健師	小関 華子	Zoom
23	庄内保健所保健企画課	地域保健主幹	菅原 恵	Zoom

障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査について

1 調査の目的

県では、障がい児・者が定期歯科健診や歯科治療を受けるにあたっての問題点や課題を把握するため、令和元年度に県内の約 2,000 人の障がい児・者とその家族を対象に「障がい児・者歯科保健医療のニーズに関するアンケート調査」を実施。

その結果、様々な障がいに対応してくれる歯科医療機関がわからない、診療時の姿勢に配慮してもらいたいなどの回答が多くあったことから、令和２年度に「障がい児・者歯科保健医療提供体制状況調査」を実施し、障がい児・者に対応した歯科医療機関一覧を県ホームページに公表。

この度、上記調査から４年が経過し、歯科医療機関情報の更新を図る必要があるため、障がい児・者の歯科医療に関する課題等の把握と併せて、「障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査」を実施する。

2 調査の期間

令和 6 年 7 月 25 日～ 8 月 23 日

3 調査の内容

別紙調査票のとおり。

4 調査の対象と方法

県内全ての歯科診療所及び歯科診療科を有する病院に、調査票を郵送又は電子メールにより送付し、山形県電子申請サービスや F A X によりご回答いただく。

5 調査票の回収状況

248／467 か所（回収率 53.1％） ※令和 2 年度調査時：（回収率 31.3％）

6 調査の結果

資料 2（概要版）及び資料 3（詳細版）のとおり。

7 調査結果の公表

公表に同意いただいた歯科診療所又は病院の回答内容を抽出し、令和 6 年 12 月頃県ホームページに公表する。



令和6年度障がい児・者歯科保健医療提供体制状況調査

医療機関名：

住 所：

電 話 番 号：

診 療 時 間：

診療休診日：

貴医療機関では、障がいを持っている方に対応していますか。

1. 対応している ⇒ ①～⑥、⑧に御回答ください。
2. 対応していない ⇒ ⑦～⑧に御回答ください。

① 障がいの種類別の対応状況について あてはまる箇所に○

※障がいの分類や程度については、記入例をご参照ください。

障がいの程度により基準等がある場合は、備考欄にご記入ください。

	軽度	中等度	重度	全て非対応
知的障がい				
精神障がい				
発達障がい				
身体障がい				

備考欄

② バリアフリーに配慮している設備等について あてはまる数字に○

- I 設備
1. 車いす専用駐車場
 2. 車いす出入り(スロープ設置)
 3. 車いす対応診療室
 4. 車いす対応トイレ

- II 診療室
1. 一階
 2. 二階以上

☞エレベーターなどの設置

1. あり
2. なし

③ 歯科医療提供内容について あてはまる数字に○

※障がいの程度により基準等がある場合は、備考欄にご記入ください。

1. 外来での一般歯科診療
2. 訪問歯科診療
3. 車いす上での診療
4. 障がい児・者のみを対象とした診療時間や曜日の設定
5. 全身麻酔
6. 静脈内鎮静法
7. 笑気吸入鎮静法

備考欄

④ ①～③の公表可否について あてはまる数字に○

1. 県ホームページに公表可
2. 県内歯科医療機関にのみ公表可
3. 公表不可



※⑤以降の項目は県施策の検討のみ使用し公表しません。

⑤ 歯科医療提供内容について(詳細) あてはまる箇所に○

※障がいの程度により基準等がある場合は、備考欄にご記入ください。

	軽度	中等度	重度	全て非対応
行動変容法(*)を用いた歯科治療				
*実施する方法全てに○をご記入ください。その他には具体的にご記入ください。 【 】 系統的脱感作法 (Tell Show Do 法など) 【 】 刺激統制法 【 】 カウント法 【 】 モデリング法 【 】 フラッドニング法 【 】 視覚支援カードの使用 【 】 その他 ()				
緊急時等の身体抑制下での歯科治療				
非協力児・者への応急処置 (抗生剤や鎮痛薬の処方、う窩への仮封処置など)				
定期的なメンテナンス、フッ化物歯面塗布、ブラッシング指導、口腔ケア等				

備考欄

⑥ その他、障がい児・者に配慮していることはありますか。

⑦ 対応していない理由等があればご記入ください。

⑧ 障がい児・者の歯科について課題等があればご記入ください。

【回答方法】山形県電子申請サービス

URL (https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=R6shika)

F A X 023-630-2271 (山形県がん対策・健康長寿日本一推進課行)



ご協力ありがとうございました。



令和6年度障がい児・者歯科保健医療提供体制状況調査

医療機関名：

住所：

電話番号：

診療時間：

記入例

診療休診日：

※軽度…意思疎通困難が多少あっても社会的生活の自立している方など
(認知症高齢者の生活自立度ランクⅠ～Ⅱ程度が目安)

中等度…身体の固定、介助者による頭部固定などが必要な方など
(認知症高齢者の生活自立度ランクⅢ程度が目安)

重度…意思疎通の困難な方、体動が激しい方など
(認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅣ、M程度が目安)

	軽度	中等度	重度	全て非対応
知的障がい	○	○	○	
精神障がい	○	○	○	
発達障がい	○	○	○	
身体障がい	○	○	○	

備考欄 例) 身体障がいの方で、重度であっても体動少なければ対応可 など

② バリアフリーに配慮している設備等について あてはまる数字に○

I 設備 1. 車いす専用駐車場 (2) 車いす出入り(スロープ設置)

3. 車いす対応診療室 (4) 車いす対応トイレ

II 診療室 (1) 一階 2. 二階以上

→エレベーターなどの設置 1. あり 2. なし

③ 歯科医療提供内容について あてはまる数字に○

※障がいの程度により基準等がある場合は、備考欄にご記入ください。

(1) 外来での一般歯科診療 2. 訪問歯科診療 3. 車いす上での診療

4. 障がい児・者のみを対象とした診療時間や曜日の設定

(5) 全身麻酔 (6) 静脈内鎮静法 7. 笑気吸入鎮静法

備考欄 例) 体動の激しい方の車いす診療や訪問歯科診療は対応不可 など

④ ①～③の公表可否について あてはまる数字に○

1. 県ホームページに公表可
2. 県内歯科医療機関にのみ公表可
3. 公表不可



※⑤以降の項目は県施策の検討のみ使用し公表しません。

⑤ 歯科医療提供内容について(詳細) あてはまる箇所○

※障がいの程度により基準等がある場合は、備考欄にご記入ください。

	軽度	中等度	重度	全て非対応
行動変容法(*)を用いた歯科治療		○		
*実施する方法全てに○をご記入ください。その他には具体的にご記入ください。				
【○】系統的脱感作法(Tell Show Do法など)	【○】	刺激統制法		
【○】カウント法	【○】	モデリング法	【○】	フラッディング法
【○】視覚支援カードの使用	【○】	その他()		

※知的障がい…知能に遅れを認める障がい

精神障がい…統合失調症、てんかん、高次脳機能障害 など

発達障がい…自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症など

身体障がい…脳性麻痺、視覚・聴覚障がい、肢体不自由、筋ジストロフィー など

備考欄

⑥ その他、障がい児・者に配慮していることはありますか。

例) ・障がいについてスタッフを交えて勉強会(研修)をしている
・個室がある ・テレビやDVDをつけている など

⑦ 対応していない理由等があればご記入ください。

例) ・スタッフ不足により対応できない
・設備が整っていない など

⑧ 障がい児・者の歯科について課題等があればご記入ください

例) ・障がい児・者の歯科診療知識を身に付ける場や情報がない など

【回答方法】山形県電子申請サービス

URL (https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=R6shika)

FAX 023-630-2271 (山形県がん対策・健康長寿日本一推進課行)



ご協力ありがとうございました。

障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査結果の概要について（速報）

設問 1 貴医療機関では、障がいを持っている方に対応していますか。

	診療所	病院	計
対応している	181 (41.1%)	14 (51.9%)	195 (41.8%)
対応していない	52 (11.8%)	1 (3.7%)	53 (11.3%)
調査票未提出	207 (47.1%)	12 (44.4%)	219 (46.9%)
合計	440 (100.0%)	27 (100.0%)	467 (100.0%)

設問 2 障がいの種類別の対応状況について

	軽度			中等度			重度		
	診療所	病院	合計	診療所	病院	合計	診療所	病院	合計
知的障がい	176	14	190	60	11	71	19	6	25
村山地域	96	6	102	32	4	36	11	2	13
最上地域	4	1	5	0	1	1	0	0	0
置賜地域	34	3	37	14	2	16	4	2	6
庄内地域	42	4	46	14	4	18	4	2	6
精神障がい	168	14	182	53	10	63	17	5	22
村山地域	91	6	97	28	4	32	11	2	13
最上地域	4	1	5	0	1	1	0	0	0
置賜地域	34	3	37	14	2	16	3	1	4
庄内地域	39	4	43	11	3	14	3	2	5
発達障がい	167	14	181	59	10	69	19	5	24
村山地域	89	6	95	30	4	34	12	2	14
最上地域	4	1	5	0	1	1	0	0	0
置賜地域	32	3	37	14	2	16	3	1	4
庄内地域	42	4	46	15	3	18	4	2	6
身体障がい	167	14	181	64	11	75	20	6	26
村山地域	91	6	97	35	4	39	11	2	13
最上地域	4	1	5	0	1	1	0	0	0
置賜地域	30	3	33	15	2	17	4	1	5
庄内地域	42	4	46	14	4	18	5	3	8

設問 3 バリアフリーに配慮している設備等について

			診療所	病院	合計
設備	車いす専用駐車場		46	13	59
	車いす出入り（スロープ設置）		114	12	126
	車いす対応診察室		60	7	67
	車いす対応トイレ		50	14	64
診察室	1 階		148	10	158
	2 階以上	エレベーター有	13	4	17
		エレベーター無	20	0	20

設問4 歯科医療提供内容について

	診療所	病院	合計
外来での一般歯科診療	178	11	189
訪問歯科診療	77	3	80
車いす上での診療	72	10	82
障がい児・者のみを対象とした診療時間や曜日の設定	4	2	6
全身麻酔	1	5	6
静脈内鎮静法	3	2	5
笑気吸入鎮静法	12	1	13

設問5 公表の可否

	診療所	病院	合計
県ホームページに公表可	140	13	153
県内歯科医療機関にのみ公表可	21	1	22
公表不可	20	0	20

設問6 歯科医療提供内容について(詳細)

	軽度			中等度			重度		
	診療所	病院	合計	診療所	病院	合計	診療所	病院	合計
定期的なメインテナンス、フッ化物歯面塗布、ブラッシング指導、口腔ケア等	154	12	166	51	9	60	20	6	26
非協力児・者への応急処置(抗生剤や鎮痛薬の処方、う窩への仮封処置など)	122	11	133	40	7	47	16	4	20
緊急時等の身体抑制下での歯科治療	51	7	58	17	6	23	8	3	11
行動変容法を用いた歯科治療	121	9	130	37	6	43	10	3	13
系統的脱感作法 (Tell Show Do 法など)	115								
刺激統制法	15								
カウント法	53								
モデリング法	34								
フラッドイング法	8								
視覚支援カードの使用	15								
その他(開口器、ボイスコントロール)	3								

設問7 その他、障がい児・者に配慮していることはありますか。

- ・個室対応。
- ・曜日、時間等を別に設定している。
- ・治療時間を短くする。
- ・強制的な治療を行わない。
- ・必要に応じてレストレイナー（抑制具）を使用。
- ・院内勉強会により、スタッフの障がい児・者に対する理解を深めている。
- ・恐怖心を与えないよう、保護者や付添人に診療室内に入ってもらう。
- ・保護者又は施設関係者とコミュニケーションを取り、治療の進め方や使用器具を相談。
- ・ゆっくり説明するよう心がける。
- ・主治医に診療情報を提供いただき、治療可能かどうか見極めている。

設問8 対応していない理由等があればご記入ください。

- ・スタッフ不足。
- ・設備が整っていない。
- ・障がい児・者の治療経験が少ない。
- ・障がいに対する知識や技術がない。
- ・咬まれるなどの怪我のリスク。
- ・健常者と比較し、治療に時間や労力が何倍もかかるが、報酬が見合わない。
- ・需用があまりない。

設問9 障がい児・者の歯科について課題等があればご記入ください。

- ・幼児期からかかりつけ歯科医をもつことが望ましい。
- ・介助者（家族等）の協力・理解が不可欠だが、なかなか浸透しない。
- ・障がい児・者の方の知識を学ぶ講習会など増やしてほしい。
- ・やりがいはあるが、障がい児・者の対応をすると他の患者を診る時間がなくなり、経営も圧迫される。
- ・準備、治療、配慮に対して診療報酬の点数が低い。ボランティア精神がなければやれない。
- ・一般の歯科診療所ではモニタリングや酸素、鎮静などの設備があつたとしても、治療しながら患者の管理や記録など安全管理が困難。専門の歯科医や特定の施設で治療が行われるべき。
- ・特殊診療（歯科）の専門病院の設置が望ましい。紹介先の専門的な施設の充実を希望。
- ・全て（紹介、入院、嚥下）専門医が行ったほうが患者も安心して診療を受けられる。
- ・こども医療療育センターの増設と専門歯科医師（スタッフを含む）の増員が必要。
- ・車にユニットなどを乗せた移動診療カーと専門医を配置してほしい。
- ・専門施設と少数の医院に負担が偏っている。
- ・予防処置やメンテナンス程度は、患者の自宅近くのどの医院でも対応できるようになると良い。

第 1 回委員会における主な御意見と県の対応状況

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
1	令和 3 年度介護報酬改定により、令和 6 年 4 月から特別養護老人ホーム等において「年 2 回以上歯科医師又は歯科衛生士が職員に対して技術的な助言・指導を行う」ことが義務化された。 施設の職員を参集した研修会を実施することにより、当該要件を満たすと判断して良いか。	介護報酬を所管する県高齢者支援課に確認したところ、<u>研修会に参加するのみでは、当該要件を満たさない</u>と回答がありました。<u>歯科医師又は歯科衛生士が個々の施設の状況を確認したうえで、直接助言・指導を行う必要があります。</u> なお、厚生労働省の通知によれば、対面によらずテレビ電話装置等を活用することによって指導・助言を行うことも可能としております。
2	行動変容法の中でも具体的に何ができるのか情報提供があれば、その地域で困っている保護者に対応できる歯科医療機関を紹介しやすくなると感じた。 障がい児・者に対応した歯科医療機関の公表資料を作成するに検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、<u>障がい児・者歯科保健医療提供体制状況調査の設問に、行動変容法として実施する具体的な方法を追加</u>しました。<u>資料 3</u>の⑤歯科医療提供内容（詳細）に回答の結果を掲載しております。 今後、公表可否の意向確認を行い、<u>同意が得られた歯科診療所について公表してまいります。</u>

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
3	具体的な症例に対する対応は、市町村レベルの会議体で議論した方が良い。本委員会だけでなく、市町村単位又は二次医療圏単位（村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域）においても歯科口腔保健を検討する会議を実施していただきたい。	<u>市町村が歯科口腔保健の推進に関する協議会を設置する経費等について、国が補助する事業があります</u>（補助率：10/10、補助上限額：528 千円、補助事業名：都道府県等口腔保健推進事業Ⅲ歯科口腔保健推進体制強化事業）。<u>現在、当該事業を活用した市町村はないため、山形県口腔保健支援センターが主催する市町村向け研修会等の場を通じて周知を強化</u>してまいります。 また、<u>厚生労働省の令和 7 年度概算要求資料（参考資料 4 p 3）によれば、地域歯科医師会、大学等を実施主体としたモデル事業（障がい児・者の歯科医療提供体制を含む）の実施を新たに要求</u>しております。 市町村の意向や国の動向を注視し、県歯科医師会をはじめ関係機関の皆様の御意見を踏まえながら、今後の在り方を継続して検討してまいります。
4	地方厚生局が公表している「在宅療養支援歯科診療所」は、在宅又は介護施設等における療養を歯科医療面から支援する厳しい基準を満たした施設であり、安心して在宅歯科診療を受けることができる。しかし、こういった言葉を知らない限り、当該診療所を把握することが難しい。 県が障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査の結果を公表する際に、「在宅診療歯科診療所」であるかどうかを分かりやすく表示してほしい。	ご指摘のとおり、<u>在宅療養支援歯科診療所として届出済の歯科診療所を表示して公表資料を作成</u>いたします。 また、<u>資料 3</u>におきましても、在宅療養支援歯科診療所届出済歯科医院として掲載しております。

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
5	障がい児・者は一人当たり多くの治療時間等が必要である一方、診療報酬加算の点数が低い。採算が取れないため、障がい児・者の診療をやめる歯科診療所があるのではないか。	令和 6 年度診療報酬改定において、障がい児・者等の特別対応加算として、従来の区分（歯科診療特別対応加算 1：+175 点）に加えて新たな区分（歯科診療特別対応加算 2：+250 点）が新設され、改善に向けた動きが見られたところです。 一方で、今年度実施した<u>障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査</u>においては、<u>採算が取れない等の意見が複数あり、引き続き改善に向けた取組みが必要とされております。さらに、障がい児・者の診療にあたり一人当たりの診療報酬点数が増え、国から指導を受けるといった事例が発生</u>しております。 <u>機会を捉えて厚生労働省に本県の現状を伝え、次期診療報酬改定において、現場の実情が反映されるよう取り組んでまいります。</u>
6	障がい児専門の歯科医療機関である県立こども医療療育センターは、マンパワー不足が課題となっており、診療まで数か月待たなければならない。これを解決するには村山、最上、置賜、庄内の各地区に療育センターの支所を設置する必要がある。	県立こども医療療育センターを所管する県障がい福祉課に改めてご意見を共有します。 現在、<u>障がい児・者の歯科診療が県立こども医療療育センターに集中</u>しており、多くの待ち時間が発生する大きな要因の一つであるため、<u>障がいの程度に応じ、地元の歯科診療所や病院歯科を交えた役割分担を考えていく必要がある</u>と考えております。 <u>厚生労働省の令和 7 年度概算要求資料（参考資料 4 p 3）によれば、地域歯科医師会、大学等を実施主体としたモデル事業の実施を新たに要求しており、モデル事業の中で「病院歯科等の役割の明確化」が明示</u>されているところです。こうしたモデル事業等を活用しながら、今後の在り方を引き続き検討してまいります。

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
7	家庭の都合により保護者が同行できない、又は本人の障がいによって、通院できず歯科治療できないケースが多くあるのではないかと。何らかの公的補助を検討してほしい。	県では、通院が困難である方を対象に、県歯科医師会内に「在宅歯科医療連携室」を設置し、訪問歯科診療所の紹介等を行っているところです。また、「在宅歯科診療設備整備事業費補助金」（補助率：2/3、補助上限額：2,425 千円）を交付し、在宅歯科診療に取り組む歯科診療所を支援しております。 <u>こうした県事業を通して、県内の在宅歯科診療体制の充実を図っておりますので、在宅においても、歯科治療が可能であることを改めて周知し、受診につなげてまいります。</u>
8	障がい児・者に対応した歯科診療所は公開されているものの、実際に受入れ可能であるのか分からず、通院できる歯科診療所を把握できていない方もいると考える。 障がい児・者の歯科保健を今後どのように周知していくのか。	県では、令和 2 年度に公表した「障がい児・者のための歯科医療機関情報」のほか、令和 3 年 3 月に「障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック」（参考資料 1）を作成し、関係機関に配布し周知を図っているところです。 <u>今後、この度実施した調査結果の公表、ハンドブックの改訂を予定しておりますので、障がい児・者やそのご家族の皆様にも、広く周知されるよう関係機関を通して改めてご案内するとともに、プレスリリースや SNS 等を活用して広報を強化してまいります。</u>
9	障がいを理解し、ケアや治療に対応できる歯科専門職が不足しているのではないかと。	県では、<u>障がい児・者が抱える問題に対処できる知識、技術を有し、指導を行うことができる歯科医師や歯科衛生士等を養成するため、平成 26 年度から県歯科医師会に障がい者歯科保健対策推進事業研修会を委託</u>しております。（令和 5 年度研修会参加者数：39 人） <u>この研修会の充実を図りながら引き続き実施し、障がい児・者に対応できる歯科専門職の人材育成に努めてまいります。</u>

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
10	近くの多機能型重症児者通所事業所では、重度障がい児の口腔ケアができないことも多いと伺った。施設として歯科衛生士を常駐できていないため、歯科医師や歯科衛生士から施設職員やご家族に指導が受けられる環境整備をお願いしたい。	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令）において、施設の人員に関する基準が定められているところですが、歯科医師や歯科衛生士の配置は義務付けられておりません。 一方で、施設における口腔ケアは、むし歯や歯周病を予防する予防歯科として重要ですので、<u>令和 5 年度には、施設の職員等を対象とした口腔ケア研修会を県主催で開催し、対応能力向上を図ったところ</u>です。（令和 5 年度研修会参加者数：94 名）<u>こうした研修会を定期的開催し、スキルアップにつなげられる場を提供</u>してまいります。 また、研修会の参加が難しい場合には、「障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック」（<u>参考資料 1</u>）を活用して、知識・技能を身に付けていただけるよう周知を強化してまいります。
11	障がい児・者は日常的な歯磨き、歯科検診やメンテナンスが習慣化されていない方が多い。	日常的な歯磨きや歯科検診等は、むし歯や歯周病を予防する予防歯科として重要であるため、子どものときから口腔ケアの習慣を身に付けることが大切です。 そのため、<u>「障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック」（参考資料 1）を参考に、障がいの種類、重症度、年齢、生活環境など、様々な角度から支援する方法を考えていただけるよう周知を強化</u>してまいります。

No	第 1 回委員会における主な御意見	県の対応状況
12	口腔ケアに拒否がある場合、指示・理解が得られない場合はどのように対応したら良いか。	<u>「障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック」</u>（<u>参考資料 1</u>）を参考に、障がいの種類、重症度、年齢、生活環境など、様々な角度から支援する方法を考えることが大切です。 例えば、自閉スペクトラム症の場合、「しっかり」「ちゃんと」といった抽象的な表現を理解しにくいため、絵カードなどを使用してどこをどれくらい磨くのか伝える、といった対応方法が考えられます。
13	歯科専門職とのつながりが十分ではないため、今後どのように連携すれば良いか分からない。	<u>「障がい児・者のための歯科医療機関情報」を連携のきっかけにご活用ください。</u> また、本委員会や、厚生労働省の令和 7 年度概算要求資料（<u>参考資料 4</u> p 3）による地域歯科医師会、大学等を実施主体としたモデル事業等の会議を通して、顔の見える関係の構築にご活用ください。
14	障がい福祉サービスを提供する事業所及び支援者の歯科口腔に対する認識が不足しているため、サービス等利用計画に口腔に関する内容を組み込んでいる計画書が少なく、アセスメント力がまだ十分に足りていない。介護保険では、口腔の重要性について認識されてきたが、障がい者支援の分野ではこれから認識を高める必要がある。	障がい福祉サービスを所管する県障がい福祉課に改めてご意見を共有します。 <u>今後、この度実施した障がい児・者の歯科保健医療提供体制状況調査結果の公表、「障がい児・者の支援者のための歯科保健ハンドブック」</u>（<u>参考資料 1</u>）の改訂を予定しておりますので、障がい者支援に携わる皆様に広く周知されるよう関係機関を通して改めてご案内することで、口腔ケアの重要性の認識をより一層高めていただけるよう努めてまいります。